

Powered by TEPCO

ミツウロコガス (主契約料金表)

2019年4月1日実施

株式会社ミツウロコヴェッセル

ガス料金その他の供給条件の内容

ミツウロコガス

1 対象となるお客さま

東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、ミツウロコガス需給約款 1（対象となるお客さま）および当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計（小数点以下第2位まで計算）から3%割引した金額といたします。なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、従量料金は、別表（原料費調整） 1（1）によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表（原料費調整） 1（4）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整） 1（1）によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整） 1（4）によって算定された原料費調整額を加えたものいたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	745円20銭
---------	---------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	142円66銭
-------------	---------

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,036円80銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	128円08銭
-------------	---------

(3) 料金表 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,209円60銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	125円92銭
-------------	---------

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,857円60銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	122円68銭
-------------	---------

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,177円60銭
---------	-----------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	114円04銭
-------------	---------

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	12,225円60銭
---------	------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	106円48銭
-------------	---------

4 日 割 計 算

(1) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ・基本料金は、2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金
- ・日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2（ガス料金）の規定によります。

(2) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

(備考)

- ・基本料金は、2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金
- ・供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ・計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2（ガス料金）の規定によります。

(3) ミツウロコガス需給約款 16（ガス料金の算定）(2)ニの場合により日割

計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

5 供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量, 圧力, 燃焼性は, 次のとおりといたします。

なお, 供給ガスは, 燃焼性によって類別されており, この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため, 13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量45メガジュール
	最低熱量44メガジュール
圧力	最高圧力2.5キロパスカル
	最低圧力1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度47
	最低燃焼速度35
	最高ウォッベ指数57.8
	最低ウォッベ指数52.7

6 そ の 他

その他の事項については, ミツウロコガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は，2019年4月1日から実施いたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の翌日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の翌日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の翌日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の翌日から9月の検針日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の翌日から10月の検針日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の翌日から11月の検針日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日の翌日から翌年の1月の検針日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日の翌日から5月の検針日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき

8 銭 1 厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。